

福祉サービス第三者評価対象サービス

平成 30 年 4 月 1 日現在

<p>高 齢 者</p>	<p>特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」 「居宅サービス」 「介護予防サービス」 「地域密着型サービス」 「居宅介護支援」</p>
<p>児 童</p>	<p>児童養護施設 母子生活支援施設 保育所 認定こども園（幼稚園型を除く） 児童地域型保育事業所 乳児院 自立援助ホーム 児童心理治療施設 児童自立支援施設</p>
<p>障 が い</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所</p>
<p>保 護</p>	<p>救護施設</p>